

大阪狭山市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年(2018年)2月23日

大阪狭山市監査委員  
北井末廣  
徳村賢

# 公の施設の指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

アクティオ株式会社  
(管理する施設：大阪狭山市立公民館)

### 2 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年11月30日までの施設の管理に係る出納その他の事務

### 3 監査の実施期間

平成30年1月10日から平成30年1月23日まで

### 4 実施した監査手続

大阪狭山市立公民館の管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、指定管理者から提出された出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合等を行うとともに、担当者からの聞き取り、質疑を加える等の方法で監査を実施した。

また、所管部局である教育部社会教育・スポーツ振興グループの指定管理者制度に係る事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

## 第2 監査の結果等

### 1 指定管理の概要

- (1) 指定管理者 アクティオ株式会社
- (2) 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- (3) 所管部局 教育部社会教育・スポーツ振興グループ
- (4) 指定管理料 63,000,000円(平成29年度)
- (5) 利用料金制の採用 なし

### 2 施設等の概要

- (1) 名称 大阪狭山市立公民館
- (2) 所在地 大阪狭山市今熊一丁目106番地
- (3) 設置年月日 昭和52年5月10日
- (4) 設置目的 市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(5) 業務内容

- ・施設の使用許可など
- ・施設使用料の徴収
- ・施設（建物、工作物、機械設備など）の保守点検
- ・施設（設備、備品など）の維持管理（植栽管理、清掃などを含む）
- ・施設（設備、備品など）の修繕
- ・安全衛生管理
- ・事故、火災などによる施設損傷の回復及び被災者に対する責任

(6) 施設の利用者数 49,944人（平成29年度11月末まで）

3 指定管理者の概要

- (1) 所在地 東京都目黒区目黒一丁目1番11号 目黒東洋ビル4階
- (2) 設立年月日 昭和62年2月27日
- (3) 役員及び社員数 代表取締役社長1人、取締役6人、監査役1人、社員106人、契約社員995人、アルバイト1,024人

4 監査の結果と意見

アクティオ株式会社が行う上記施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部局である教育部社会教育・スポーツ振興グループの指定管理者制度に係る事務について、関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、今後これらに十分留意し、事務を執行されたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

指定管理者は、管理運営に係る事業のうち、ビルメンテナンスに係る業務を一括して1者に再委託しているが、その一部の業務については、再委託業者から再々委託を行っていた。大阪狭山市立公民館の管理運営に関する基本協定書においては、第三者に委託する場合は大阪狭山市の承諾を得ることを要し、また、その承諾は書面により行わなければならないとしているが、再々委託に係る書面は見受けられなかった。

指定管理者が指定管理に係る業務について再委託及び再々委託を行う場合は、協定書に則った手続を行うよう指導を徹底されたい。

また、再委託等を承諾する場合は、再委託等業者の業務履行の能力や再委託等を行う合理的理由について審査を行い、大阪狭山市立公民館の管理運営に関する基本協定書や関係法令に基づき適正に処理されたい。